

「道路施設アスベスト対策検討委員会」 設立趣意書

建築物に吹付けられたアスベストについて、その劣化や損傷等により飛散する粉じんにより重大な健康障害をひき起こすことが問題となっている。

石綿の製造・使用等については、労働安全衛生法等により、昭和50年から吹付け石綿が原則禁止され、平成7年から青石綿・茶石綿の製造・使用等が禁止されている。平成16年には、その他の石綿も禁止の対象となり、一部を除いて全面的な石綿製品の製造・使用等が禁止されているところである。

また、それ以前に使用された石綿については、それを含む建築物もしくは工作物等における石綿の取り扱いについて「大気汚染防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「労働安全衛生法」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等で規定してきたところである。

さらに、平成17年7月には「石綿障害予防規則」が施行され、建築物又は工作物における石綿等の取り扱いについて一定の措置等を講じることが定められたところである。

このような状況を踏まえ、道路施設における石綿の使用の実態について把握することが急務となっていることから、その効率的な調査方法の他、石綿の使用が確認された場合、関連する法令に照らしその処理の対応方針及び対策等について検討を行うため、専門家による「道路施設アスベスト対策検討委員会」を設置するものである。